

随意契約理由書

1 業 務 名	渋滞対策アクションプログラムの推進に係る検討業務 (平成30年度)
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は、2017年度から3年間実施する新たな渋滞対策アクションプログラムを推進するにあたり必要となる検討や効果検証を行うとともに、実施状況の進捗を整理するものである。</p> <p>その円滑かつ効率的な実施のためには、阪神高速道路固有の交通現況や過年度に実施した渋滞対策に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映させることが必要であり、かつ、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、これまで当社の交通分析や渋滞対策の検討及びその効果分析に関する業務等を実施しており、阪神高速道路固有の交通現況や渋滞対策を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	